平成２２年（フ）第４８４８号
大阪府豊中市本町９丁目１番17号
債務者　橋本　勇輝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９５号
大阪府門真市石原町３番３号
債務者　システム協栄こと　井村　　孝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７３号
大阪府交野市梅が枝23番205号
債務者　青木　和也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３９号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目９番６号
債務者　酒井　康治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６３号
大阪府枚方市南船橋１丁目３番13―301号
債務者　岩崎　博樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９６号
大阪市生野区巽中２丁目12番22号
債務者　田村　康治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２２号
大阪市住之江区安立４丁目11番22号タキガワハイム405
債務者　川﨑　加奈（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４５号
大阪府寝屋川市香里南之町７番22号
債務者　加藤　司子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４７号
大阪市西区立売堀１丁目９番36―601号
債務者　稲葉　直人
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３９号
大阪市西区江戸堀１丁目18―23西原ビル504、住民票上の住所大阪府池田市石橋４丁目３番11号
債務者　村井　雅彦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２３号
大阪府寝屋川市対馬江東町11番１―109号
債務者　細川　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２４号
大阪府寝屋川市対馬江東町11番１―109号
債務者　細川真季子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４７号
大阪市北区中津３丁目15番24号
債務者　金沢福一こと　金　　福一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４４号
大阪府寝屋川市萱島信和町17番１―408号
債務者　鹿島　　香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９３号
大阪市住吉区遠里小野２丁目12番３号アイブライト205号
債務者　吉田　敏博
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２８号
大阪府寝屋川市池田３丁目９番７―801号
債務者　岡田めぐみ（旧姓植西）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１３号
大阪府吹田市春日１丁目16番７―202号
債務者　髙橋　利香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１５号
大阪府茨木市五十鈴町７番22号
債務者　松尾　清臣
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部